

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 98 件

厚生年金関係 98 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 8 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年4月30日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。雇用保険被保険者資格喪失確認通知書及び給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び従業員の回答により、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社は、申立期間当時、給与支払方法は月末締め当月末日支払、保険料は翌月控除であった旨回答しているところ、申立人から提出された同社における資格喪失月である平成19年4月分の給与明細書において2か月分に相当する額以上の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日が平成19年4月30日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

|        |   |           |
|--------|---|-----------|
| 氏名     | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : |           |
| 生年月日   | : |           |
| 住所     | : |           |

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成 16 年 12 月 15 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A 法人は、当該賞与について 2 年以内に届出を行っておらず、その後、届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 法人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額又は保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 86 件（別添一覧表参照）

## 別添一覧表

| 事案番号  | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日   | 住所 | 標準賞与額     |
|-------|----|--------|--------|----|-----------|
| 25003 | 男  |        | 昭和34年生 |    | 100万円     |
| 25004 | 女  |        | 昭和23年生 |    | 89万3,000円 |
| 25005 | 女  |        | 昭和27年生 |    | 81万4,000円 |
| 25006 | 女  |        | 昭和31年生 |    | 50万5,000円 |
| 25007 | 男  |        | 昭和55年生 |    | 46万9,000円 |
| 25008 | 男  |        | 昭和46年生 |    | 45万1,000円 |
| 25009 | 女  |        | 昭和26年生 |    | 32万1,000円 |
| 25010 | 女  |        | 昭和52年生 |    | 20万円      |
| 25011 | 女  |        | 昭和59年生 |    | 20万円      |
| 25012 | 男  |        | 昭和38年生 |    | 60万9,000円 |
| 25013 | 女  |        | 昭和26年生 |    | 93万6,000円 |
| 25014 | 女  |        | 昭和30年生 |    | 86万2,000円 |
| 25015 | 女  |        | 昭和24年生 |    | 95万3,000円 |
| 25016 | 女  |        | 昭和22年生 |    | 79万円      |
| 25017 | 女  |        | 昭和33年生 |    | 82万8,000円 |
| 25018 | 女  |        | 昭和34年生 |    | 75万6,000円 |
| 25019 | 女  |        | 昭和30年生 |    | 69万8,000円 |
| 25020 | 女  |        | 昭和30年生 |    | 90万円      |
| 25021 | 男  |        | 昭和35年生 |    | 86万8,000円 |
| 25022 | 女  |        | 昭和40年生 |    | 64万1,000円 |
| 25023 | 女  |        | 昭和42年生 |    | 57万6,000円 |
| 25024 | 女  |        | 昭和40年生 |    | 69万3,000円 |
| 25025 | 女  |        | 昭和23年生 |    | 71万円      |
| 25026 | 女  |        | 昭和23年生 |    | 65万1,000円 |
| 25027 | 女  |        | 昭和27年生 |    | 64万9,000円 |
| 25028 | 女  |        | 昭和46年生 |    | 52万7,000円 |
| 25029 | 女  |        | 昭和48年生 |    | 50万円      |
| 25030 | 女  |        | 昭和28年生 |    | 72万2,000円 |
| 25031 | 女  |        | 昭和50年生 |    | 53万6,000円 |
| 25032 | 女  |        | 昭和50年生 |    | 43万2,000円 |
| 25033 | 女  |        | 昭和46年生 |    | 44万3,000円 |
| 25034 | 女  |        | 昭和28年生 |    | 41万5,000円 |

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日   | 住所 | 標準賞与額     |
|------|----|--------|--------|----|-----------|
|      | 女  |        | 昭和40年生 |    | 59万2,000円 |
|      | 女  |        | 昭和23年生 |    | 52万6,000円 |
|      | 女  |        | 昭和42年生 |    | 47万2,000円 |
|      | 女  |        | 昭和35年生 |    | 44万3,000円 |
|      | 女  |        | 昭和54年生 |    | 39万円      |
|      | 女  |        | 昭和44年生 |    | 42万5,000円 |
|      | 女  |        | 昭和56年生 |    | 38万6,000円 |
|      | 女  |        | 昭和23年生 |    | 67万9,000円 |
|      | 女  |        | 昭和56年生 |    | 37万1,000円 |
|      | 女  |        | 昭和41年生 |    | 48万3,000円 |
|      | 女  |        | 昭和37年生 |    | 46万7,000円 |
|      | 女  |        | 昭和36年生 |    | 42万9,000円 |
|      | 女  |        | 昭和50年生 |    | 37万1,000円 |
|      | 女  |        | 昭和55年生 |    | 37万1,000円 |
|      | 女  |        | 昭和53年生 |    | 36万6,000円 |
|      | 女  |        | 昭和40年生 |    | 50万3,000円 |
|      | 女  |        | 昭和50年生 |    | 39万円      |
|      | 女  |        | 昭和28年生 |    | 7万8,000円  |
|      | 女  |        | 昭和31年生 |    | 7万8,000円  |
|      | 女  |        | 昭和40年生 |    | 7万8,000円  |
|      | 男  |        | 昭和45年生 |    | 7万8,000円  |
|      | 女  |        | 昭和52年生 |    | 37万5,000円 |
|      | 女  |        | 昭和27年生 |    | 50万2,000円 |
|      | 女  |        | 昭和39年生 |    | 17万4,000円 |
|      | 女  |        | 昭和23年生 |    | 35万1,000円 |
|      | 女  |        | 昭和57年生 |    | 17万4,000円 |
|      | 女  |        | 昭和35年生 |    | 52万5,000円 |
|      | 女  |        | 昭和51年生 |    | 41万2,000円 |
|      | 女  |        | 昭和36年生 |    | 4万9,000円  |
|      | 女  |        | 昭和47年生 |    | 17万1,000円 |
|      | 女  |        | 昭和38年生 |    | 41万9,000円 |
|      | 女  |        | 昭和36年生 |    | 35万5,000円 |
|      | 女  |        | 昭和52年生 |    | 42万9,000円 |

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日   | 住所 | 標準賞与額     |
|------|----|--------|--------|----|-----------|
|      | 女  |        | 昭和45年生 |    | 17万1,000円 |
|      | 女  |        | 昭和28年生 |    | 17万1,000円 |
|      | 女  |        | 昭和50年生 |    | 35万1,000円 |
|      | 女  |        | 昭和57年生 |    | 35万5,000円 |
|      | 女  |        | 昭和48年生 |    | 37万1,000円 |
|      | 男  |        | 昭和33年生 |    | 44万9,000円 |
|      | 女  |        | 昭和57年生 |    | 17万1,000円 |
|      | 女  |        | 昭和58年生 |    | 36万1,000円 |
|      | 男  |        | 昭和35年生 |    | 17万1,000円 |
|      | 女  |        | 昭和59年生 |    | 17万1,000円 |
|      | 女  |        | 昭和32年生 |    | 8万8,000円  |
|      | 女  |        | 昭和27年生 |    | 9万8,000円  |
|      | 女  |        | 昭和54年生 |    | 17万1,000円 |
|      | 女  |        | 昭和24年生 |    | 91万3,000円 |
|      | 女  |        | 昭和23年生 |    | 78万3,000円 |
|      | 男  |        | 昭和49年生 |    | 66万2,000円 |
|      | 女  |        | 昭和53年生 |    | 51万円      |
|      | 男  |        | 昭和40年生 |    | 71万9,000円 |
|      | 女  |        | 昭和54年生 |    | 48万5,000円 |
|      | 女  |        | 昭和53年生 |    | 47万7,000円 |
|      | 女  |        | 昭和55年生 |    | 47万7,000円 |

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 8 日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、申立期間当時、当該賞与に係る届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届が提出されたものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

グループ企業の社員について給与及び社会保険に係る業務を行っているB社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 8 日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、申立期間当時、当該賞与に係る届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届が提出されたものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

グループ企業の社員について給与及び社会保険に係る業務を行っているB社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 8 日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、申立期間当時、当該賞与に係る届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届が提出されたものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

グループ企業の社員について給与及び社会保険に係る業務を行っているB社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は11万9,000円、同年12月3日は3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日  
② 平成15年12月3日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録が無い。当該期間についても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録により、申立期間①及び②について、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、申立人が当該期間に給与振込口座を開設していた銀行から提出された申立人に係る「預金取引明細表(流動性)」により、給与とは別に、平成15年7月23日及び同年12月3日に、同社から賞与として、それぞれ、9万8,561円及び2万6,434円が振り込まれていることが確認できる。

また、申立人が申立期間当時に居住していたB市役所から提出のあった平成16年度分の「リカバリーファイルデータ情報リスト(課税資料)」に記載されている社会保険料とオンライン記録上の平成15年の標準報酬月額から算出した社会保険料との差額は、申立期間①及び②の賞与振込額を基に算出した社会保険料とほぼ一致することから、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記「預金取引明細表(流動性)」及び「リカバリーファイルデータ情報リスト(課税資料)」により推認できる

厚生年金保険料控除額から、平成15年7月23日は11万9,000円、同年12月3日は3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主及び経理・社会保険事務担当者は、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は5万円、同年12月3日は7万円及び16年7月26日は11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日  
② 平成15年12月3日  
③ 平成16年7月26日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録が無い。当該期間についても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録により、申立期間①、②及び③について、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。申立人が当該期間に給与振込口座を開設していた銀行の預金通帳及び同行から提出された申立人に係る「普通・貯蓄預金補助元帳」により、給与とは別に、平成15年7月23日、同年12月3日及び16年7月26日に、同社から賞与として、それぞれ、4万715円、5万7,090円及び8万9,674円が振り込まれていることが確認できる。

また、申立人が申立期間当時に居住していたB市役所から提出のあった平成16年度及び17年度分の「リカバリ用電子データ（課税資料）」に記載されている社会保険料とオンライン記録上の平成15年及び16年の標準報酬月額から算出した社会保険料との差額は、申立期間①、②及び③の賞与振込額を基に算出した社会保険料とほぼ一致することから、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、上記預金通帳、「普通・貯蓄預金補助元帳」及び「リカバリ用電子データ（課税資料）」により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月23日は5万円、同年12月3日は7万円及び16年7月26日は11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②及び③の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主及び経理・社会保険事務担当者は、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は10万円、同年12月3日は8万円及び16年7月26日は12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日  
② 平成15年12月3日  
③ 平成16年7月26日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録が無い。当該期間についても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録により、申立期間①、②及び③について、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるところ、申立人が当該期間に給与振込口座を開設していた銀行から発行された申立人に係る取引明細証明書により、給与とは別に、平成15年7月23日、同年12月3日及び16年7月26日に、同社から賞与として、それぞれ、8万1,430円、6万5,144円及び9万7,826円が振り込まれていることが確認できる。

また、申立人が申立期間当時に居住していたB市役所から提出のあった平成16年度及び17年度分の社会保険料控除額とオンライン記録上の平成15年及び16年の標準報酬月額から算出した社会保険料との差額は、申立期間①、②及び③の賞与振込額を基に算出した社会保険料とほぼ一致することから、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、上記取引明細証明書及

び当該期間に申立人が居住していたB市役所から提出のあった平成16年度及び17年度分の社会保険料控除額により推認できる賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月23日は10万円、同年12月3日は8万円及び16年7月26日は12万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②及び③の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主及び経理・社会保険事務担当者は、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を平成17年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月16日から同年10月16日まで  
A病院で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同病院で勤務していた期間の給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及びA病院の申立期間当時の事務長の供述から、申立人は、同病院に平成17年10月15日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記事務長は、申立人の資格喪失日を誤って平成17年9月16日として届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C支店から同社B支店への異動はあったが、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた申立人に係る社員名簿及び雇用保険の被保険者記録並びに同社の社会保険料控除に係る供述から判断すると、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し(昭和40年4月1日に同社C支店から同社B支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和40年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かに

については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）の資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。入社から退社まで同社同支店に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は申立期間も同社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

一方、適用事業所名簿によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年6月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないが、同日以前に同社同支店に勤務していた複数の元従業員は、いずれも、同社本社において、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、同社では、同社同支店が適用事業所になる前の期間については、同社同支店に勤務する従業員を同社本社において厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えられ、申立人についても、申立期間に同社本社において厚生年金保険の被保険者であったと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社（本社）の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（整理番号B）における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月30日から同年6月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の元従業員の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和34年6月1日に同社（C区。整理番号B）から同社（D区。整理番号E）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（整理番号B）における昭和34年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かにつ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社から同社のグループ会社であるA社に異動したが、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社及びA社の元従業員の供述から、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録で、申立人と同様に、昭和63年11月1日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ、同年12月1日にA社において当該被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員から提出された同社における申立期間に係る給料明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年12月1日であり、同社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、昭和63年10月8日に設立された法人事業所であることが確認できることから、申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記元従業員から提出された申立期間に係る給料明細書における厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における当該従業員のA社における資格取得時（昭和63年12月）の標準報酬月額と一致していることから、当該従業員と同様に、申立人の同社における昭和63年12月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東東京国民年金 事案 13940 (事案 11189 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで  
私の父は、私が 20 歳になった昭和 52 年\*月頃に、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。前回の申立てでは記録訂正が認められなかったが、申立期間の保険料を父が納付していたことは動かぬ事実である。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、改めて審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、i) 申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親は、加入手続の時期、納付頻度及び納付額の記憶が曖昧であるため、当時の具体的な状況が不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 54 年 4 月時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立人の特殊台帳によると、申立期間直後の昭和 53 年度の保険料は過年度納付されていることが確認できるものの、申立人は、53 年 4 月以降は自身で保険料を納付しており、申立期間の保険料及び 53 年度の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していること、iii) 申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことを理由として、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会(当時。以下「A 委員会」という。)の決定に基づき、平成 23 年 6 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、保険料を納付していたとする父親の記憶が明確でないこと、

納付を示す関連資料が無いことなどから記録訂正が認められないとするA委員会の結論に納得がいかず、父親が申立期間の保険料を納付していたことは動かぬ事実であるなどとして再度申立てを行っているが、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は示されていない。また、当委員会において再度調査したが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、払出簿に記載された払出年月日、申立人が当時居住していた市の被保険者名簿に記載された届出年月日及び申立人の手帳記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、申立期間後の昭和 54 年4月頃であることが確認でき、52年\*月頃に加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記市に係る国民年金手帳記号番号払出簿の昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの期間には、申立人の氏名は見当たらないなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情の説明や新たな資料の提出も無く、そのほかにA委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 62 年 12 月まで

私は、昭和 57 年 2 月に会社を退職し、その後すぐにではないが申立期間当時に居住していた市の出張バスで国民年金の加入手続を行い、同時に何か月分かの国民年金保険料を納付した。その後は、納付書が送付されてきたので金融機関で保険料を定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の第 3 号被保険者の資格取得処理日から、平成元年 6 月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を申立人が申立期間当時居住していた市の出張バスで行い、その場で保険料を納付したと述べているが、当該市では当時の出張バスの業務について、「国民年金保険料の納入受付業務も該当しているが、国民年金係から納付書を郵送するため、加入と同時に保険料を納入することは不可能だった。」と回答しており、申立人の主張と相違するほか、申立人は、国民年金の加入手続の時期、申立期間当時の保険料の納付金額及び納付頻度に関する記憶が明確でない。

さらに、申立人の希望により実施した口頭意見陳述において、申立人は、申立人の夫名義の「平成元年度市民税・県民税納税通知書」を提出しているが、当該資料は申立期間の保険料を納付していたことを示す資料とはいえないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出され、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の父は、私が昭和 55 年 4 月に会社を退職した後に、時期は不明だが私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、結婚後の 59 年 5 月以降は、私が口座振替又は納付書で保険料を納付していたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和 55 年 4 月以降に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち 59 年 4 月までは父親が、婚姻後の同年 5 月以降は申立人が国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録における申立人の第 3 号被保険者に係る資格取得処理日から、61 年 8 月 22 日に払い出されたことが確認でき、申立人が婚姻前及び現在も居住している区に係る国民年金手帳記号番号払出簿には申立人の氏名は見当たらないなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、第 3 号被保険者の資格を取得するまでは国民年金に加入しておらず、制度上、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

そのほか、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月26日から29年7月1日まで  
A事業所に勤務した期間の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所における勤務状況について詳細に記憶していることから、勤務期間の特定はできないものの、申立期間において、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A事業所に係る記録を管理するB事務所は、申立人が申立期間に同事業所に勤務した記録は確認できない旨回答している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間に同事業所における厚生年金保険の被保険者記録を有する21人に照会を行い、14人から回答を得られたが、申立人を知る者はおらず、複数の者が同事業所の責任者であったとする者からも回答が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人が氏名を挙げた同僚の中に記録が確認できない者もいる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においてもA事業所に係る記録は確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 1 日から平成 2 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。健康保険に加入し保険料が控除されていた記憶があり、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間の一部においてB社及びB社C所D店等で勤務していたことが確認できる。

しかし、商業・法人登記簿謄本により、A社は、平成2年4月にB社に社名変更していることが確認できるところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、同社は、9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所であったことが確認できない上、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録により確認できる同社以外のE社、B社C所についても適用事業所としての記録は確認できない。

また、B社は既に適用事業所でなくなっている上、事業主も死亡していることから、申立期間におけるA社の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本により確認できる役員のうち、B社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一人に照会したところ、同氏は、申立期間当時は会社の方針で健康保険はF業界の保険に加入していたが、厚生年金保険には加入しておらず、自分は国民年金に加入していた旨回答している。

加えて、上記役員が、A社の社会保険事務責任者とする者は連絡先不明のため、申立期間における同社の社会保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた4人は、B社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、住所不明のため照会できない。

なお、商業・法人登記簿謄本により、A社と所在地及び代表取締役が同一であるG社が確認できることから、同社における厚生年金保険の新規適用日（昭和 59 年 5 月 1 日）に被保険者資格を取得した 8 人のうち連絡可能な 6 人に照会したところ、5 人から回答があったが、申立人を記憶する者はおらず、回答のあった者のうち役員であったことが確認できる二人は、A社は、社会保険には未加入であった又は加入していなかったと思う旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月7日から同年3月8日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和41年2月7日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿における申立人の資格取得日は昭和41年3月8日と記録されており、オンライン記録と一致している上、同社が加入しているB健康保険組合も、申立人の資格取得日は同日である旨回答している。

また、A社は、申立人の入社日は昭和41年3月8日である旨回答しており、同社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の資格取得日欄には、「昭和41年3月8日」と記載されている上、同社は、入社と同時に厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入させていたと考えられる旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる申立人の資格取得日前後12人の雇用保険の加入記録を確認したところ、全員の厚生年金保険と雇用保険の資格取得日は一致していることが確認できる。

加えて、申立人は、昭和41年1月にC高等学校の卒業式に出席した後、A社に入社のため上京した旨主張しているが、同校は、同年当時の卒業式は3月1日であったと思いう旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 30 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 51 年 1 月 5 日から 54 年 12 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社は昭和 52 年 1 月に倒産したが残務整理のため 54 年 12 月まで継続して勤務していた旨主張している。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は昭和 52 年 1 月 20 日と記録されている上、雇用保険の受給記録によると、同年 2 月 23 日に求職の申込みを行い、同年 3 月 2 日から同年 5 月 30 日まで求職者給付の基本手当を受給していることが確認できる。

また、A社の事業主は、同社に係る資料は保管していないが、申立人は同社倒産後間もなく退職し、失業手当を受給したはずである旨回答している。

さらに、A社において昭和 52 年 12 月 27 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚は、申立人は同年 3 月頃まで同社に勤務していたと記憶している旨回答している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の昭和 52 年 3 月 30 日付けの資格喪失手続は同年 4 月 5 日に行われ、当該資格喪失時に健康保険証が返納されたことが記録されている。

一方、申立人は、申立期間にA社に勤務し厚生年金保険料を納付していたことを確認できる資料として、同社を管轄していた社会保険事務所（当時）の職員からの手紙を提出しているが、当該手紙には申立期間より後の昭和 54 年 9 月から同年 12 月までの保険料納付等について記載されているのみであり、その内容から申立期間の勤務等について

確認することはできない。

また、上記職員の連絡先は確認できず、A社における申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年10月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には営業として申立期間も勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間に係る資料を保管していない上、申立期間当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人の申立期間に係る勤務や厚生年金保険料の給与からの控除については不明であると回答している。

また、申立期間当時、A社において給与事務を担当していた従業員に、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、「申立人が営業職で勤務していたことは記憶しているが、申立期間も勤務していたかどうかは覚えていない。申立期間当時、営業職の者は適性を見るために入社後数か月間は厚生年金保険に加入させない取扱いをしていた。また、厚生年金保険に加入していない者の給与から、厚生年金保険料を控除することはなかった。」と回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において申立期間に被保険者記録を有する従業員及び申立人の記憶している同僚計12人に照会を行ったところ、回答のあった8人のうち、5人が申立人を記憶していたものの、申立人の入社時期は記憶しておらず、また、回答者全員が同社における厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月から 47 年 9 月まで  
② 昭和 50 年 6 月から 51 年 5 月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に勤務したことは確かなので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の元事業主及び申立期間①当時の複数の従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の元事業主は、「当時の資料が無いため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについては分からないが、厚生年金保険については、従業員に加入の希望を確認していたと思う。このため、従業員全員が加入していたわけではなく、厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と供述している。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人は昭和 48 年 5 月頃に、申立期間①のうちの 46 年 4 月 1 日から 47 年 9 月までの期間について、国民年金に加入していることが確認できる。

申立期間②については、申立人は、C区にあったB社に勤務していたとしているところ、申立期間②当時の地図において、同社が同区にあったことは確認できたものの、同社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人は、B社の事業主の姓及び同僚一人の姓名を記憶しているものの、兩人とも連絡先は不明であり、これらの者から同社における申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月6日から8年8月21日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間については、同社の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚のうち3人の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、申立期間に係る書類等を保存していないため、申立人の申立期間に係る勤務の状況及び同社における厚生年金保険の取扱いについては不明であると回答している。

また、A社に係るオンライン記録により、申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者となっていたことが確認できる同僚、従業員のうち連絡先が判明した16人に、同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答を得られた9人全員（申立人を記憶していた3人を含む。）が同社における厚生年金保険の取扱いについては不明であると回答している。

さらに、申立人が記憶している同僚のうち、A社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる8人の雇用保険加入記録を調査したところ、8人全員の雇用保険の資格取得日が、厚生年金保険の資格取得日と一致していることから、同社は、雇用保険と厚生年金保険を一体で加入させていたと考えられるところ、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、かつ、その保険料を納付していることが確認できる上、B市国民健康保険税係の回答書によると、申立人は、平成7年4月6日に「社保離脱」により同市国民健康保険に加入し、8年8

月 22 日に「社保加入」により同市国民健康保険を脱退したと記録されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 1 日から 53 年 3 月 31 日まで  
申立期間は、A組合に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A組合は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が無い。

また、申立人がA組合において同僚であったとする者は、「当該組合は、薬の共同仕入れなどをするために自営業者や自営業者と使用関係にある者が集まって組織した組合であり、同組合には、勤務ではなく、在籍をしていた。そのため、同組合からは給料をもらっておらず、同組合では厚生年金保険に加入していない。同組合に在籍していた私以外の者についても厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

なお、申立人は、申立期間において子供の出産等のために病院でA組合の健康保険証を使用したとしているところ、申立人が申立期間当時、通院していたとする複数の病院に、申立人のカルテ等の保管状況をそれぞれ確認したが、カルテ等については、5年で処分してしまっているとしていることから、健康保険証の使用状況は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。